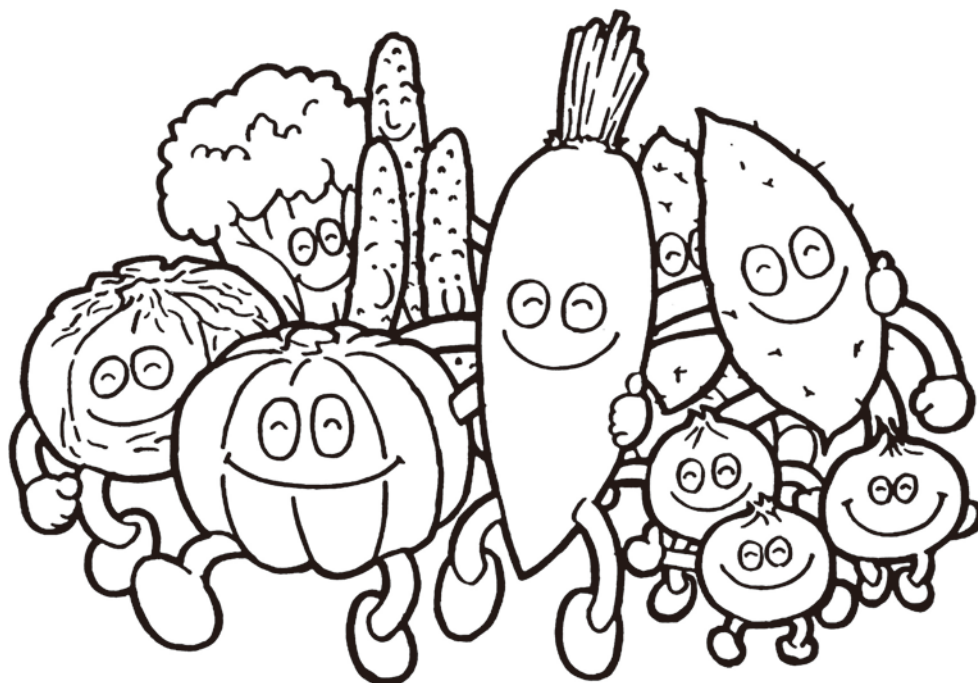


野菜等価格安定制度のあらまし

—農業経営安定のために—

令和7年度



福 井 県
一般財団法人 福井県野菜生産価格安定事業協会
福 井 県 経 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会

目

次

野菜等価格安定事業とは	1
制度の種類	1
○ 県単野菜事業	
○ 花き類事業	
○ 特定野菜等事業（特定野菜・特定指定野菜）	
○ 特定野菜	
○ 特定指定野菜	
○ 指定野菜事業	
○ 契約野菜安定供給制度	
制度の条件（産地の指定と生産者の登録）	2
○ 指定産地認定の条件	
対象野菜等の条件	3
○ 対象野菜の規格	
○ 対象花き類の規格	
出荷団体等がこの制度に登録したい時は	4
登録後の「予約申込」	4
○ 内容条件確認 予約数量	
○ 承認が確定したら	
負担金等の話	5
○ 国、県、市町村、JA県連、JA、生産者の資金造成負担割合	
○ 保証基準額・最低基準額について	
資金造成の明細	6
1. 県単野菜事業	6
2. 花き類事業	7
○ 県単野菜事業・花き類事業・補助金・負担金の流れと事務の流れ	8
○ 資金造成金の算出方法（県単野菜事業・花き類事業）	8
○ 価格差補填交付金単価の算出方法（県単野菜事業・花き類事業）	9
○ 価格差補填金交付額の算出方法（県単野菜事業・花き類事業）	9
3. 特定野菜等事業	10
○ 特定野菜等事業・補助金・負担金の流れと事務の流れ	11
○ 価格差補填交付金の算出の仕組み（特定野菜等事業）	11
4. 指定野菜事業	12
○ 指定野菜価格安定対策事業について	13
○ 品目転換産地への対応について	14
○ 指定野菜事業の生産者負担軽減について	14
5. 契約野菜安定供給制度	15
価格差補填金の交付	16
交付予約から交付金交付・報告書提出まで	17

野菜等価格安定事業とは

農産物（ここでは野菜・花）の市場価格は豊作・不作、また海外からの輸入などの影響で上下します。これでは主要品目産地の育成及び生産者の生産・経営の安定に不安がありますので、一種の保険として生産者から負担金（掛け金）を頂き、価格が一定の基準を下回った時に補填金（価格差補給金）を出そうという事業です。

制度の種類

○県単野菜事業

県内での制度で比較的小さな規模の農産物が対象（福井県では15品目）です。県が地区や農産物の指定をしています（国の補助はありません）。

○花き類事業

県内での制度で、県単野菜事業の花き版（日本すいせんのみ）です。

○特定野菜等事業（特定野菜・特定指定野菜）

国の制度で野菜ごとに県単野菜事業の基準に出荷地域が指定されます。国の補助もあり保証も大きい事業（福井県では7品目）です。

特定野菜

国の制度で比較的中くらいの規模の農産物対象です。

特定指定野菜

国の制度で指定野菜事業にのれない比較的大きい規模の農産物対象です。

○指定野菜事業

協会外の国の制度で規模の大きい農産物対象で福井県では5品目の野菜が指定されています。

○契約野菜安定供給制度

国の制度で3つのタイプ（数量確保、価格低落、出荷調整）に分かれます。

制度の条件（産地の指定と生産者の登録）

この制度に加入するには次の条件を満たし、指定産地の認定と生産者の登録が必要です。

○指定産地認定の条件

事業 区分 要件	県単野菜事業	花き類事業	特 定 野 菜 等 事 業			
			特 定 野 菜		特 定 指 定 野 菜	
			現行型	複合産地 育成型	現行型	複合産地育成型
面 積	市町区域の対象面積 ○露地野菜 3 ha 以上 ○施設野菜 0.5 ha 以上	○露地花き 1 ha 以上 ○施設花き 0.5ha 以上	概ね 5 ha 以上 一部軟弱物は 3 ha 以上		概ね 10 ha 以上 果菜類は 5 ha 以上	概ね 7 ha 以上 果菜類は 3 ha 以上
			相当規模生産者の場合は すべての区分について 概ね 1.5 ha 以上		相当規模生産者の場合は すべての区分について 概ね 2 ha 以上	
数 量	1 品目の出荷量 ○野菜 1 0 t 以上	1 品目の出量 2 0 万本以上	産地内の出荷 数量のうち共 同出荷数量が 2 / 3 を超え ること	産地内の出荷数量のうち共同出荷数量が 1 / 2 を超えること		
但し、産地内の共同出荷組織等が、産地強化計画を樹立した場合は 産地内の出荷数量のうち共同出荷数量が 1 / 3 を超えること						

事業 要件	指 定 野 菜 事 業	
	現 行 型	複 合 指 定 産 地 型
面 積	○葉茎・根菜類 20 ha 以上 ○果菜類 夏秋もの / 12 ha 以上 冬春もの / 8 ha 以上	○葉茎・根菜類 16 ha 以上 ○果菜類 夏秋もの / 10 ha 以上 冬春もの / 6 ha 以上
	大規模生産者の場合は、すべての区分について 概ね 2 ha 以上	
共同出荷	産地内の出荷数量のうち共同出荷割合が 2 / 3 を超えること 但し、特例として作付面積により共同出荷割合が 1 / 2 超でよい品目あり 福井県における対象品目は、以下の作付面積以上とする キャベツ・だいこん 50 ha、夏秋トマト 30 ha、さといも・ほうれんそう 20 ha、ねぎ 25 ha	

対象野菜等の条件

全体で29品目の各条件は

1. 指定産地内の登録農家が生産したもの
2. 県経済連・JA(登録出荷団体)を通じて共同出荷、または条件を満たせば直接出荷
3. 県や国の青果物出荷規格を満たしていること(契約取引は除く)

○ 対象野菜の規格

区分 対象野菜	品位規格			大 小 規 格								荷 姿	量目 Kg
	秀	優	良	5L	4L	3L	2L	L	M	S	2S		
きゅうり	○	○	○				○	○	○	○		ダンボール コンテナ	0.5, 5, 10
すいか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		ダンボール	15
トマト	○	○	○		○	○	○	○	○	○		ダンボール	4
にんじん	○	○				○	○	○	○	○		ダンボール、ポリ袋	0.3, 0.5 10
さといも	○	○	○			○	○	○	○	○		ダンボール	3, 5, 10
ほうれんそう	○	○	○			○	○	○	○			ダンボール、ポリ袋 コンテナ	0.15 4.5, 6
だいこん	○	○				○	○	○	○			ダンボール	10
ブロッコリー	○	○			○	○	○	○	○	○		ダンボール、コンテナ 発泡スチロール	0.2, 3, 5
キャベツ	○	○				○	○	○	○	○		ダンボール、コンテナ	10, 15
生うめ	○	○	○		○	○	○	○	○	○		ダンボール コンテナ	5, 10
なす	○	○	○				○	○	○	○		ダンボール コンテナ	0.5 5, 10
ミディトマト	○	○					○	○	○	○		ダンボール コンテナ、バック	0.2, 2 2.4, 3
ミニトマト	○	○					○	○	○			ダンボール コンテナ	3, 4.5
一寸そらまめ	○	○	○				○	○	○			ダンボール コンテナ	4
白ねぎ	○	○	○			○	○	○	○	○		ダンボール、 結束、コンテナ	3, 5
こねぎ	○	○	○				○	○	○			ダンボール、ポリ袋 結束、コンテナ	0.1, 3
いちじく	○	○	○			○	○	○	○	○		ダンボール コンテナ、バック	0.4, 2.4

○ 対象花き類の規格

対象花き	大 小 規 格	品 質
日本すいせん	えー4・え・ちー4・ち・ぜ・ん 水・仙	葉先は枯れがなく葉の長さとおぼみの調和のとれたもの。「はかま」の長さは4cm以上のもの

出荷団体等がこの制度に登録したい時は

条件を満たした出荷団体等がこの制度に登録したい場合は、ＪＡ経済連を経由または直接協会に申し込みます。

出荷団体等は、登録希望野菜別の面積・期間別の生産見込み・出荷計画等を記載した「生産出荷計画書」を作成し、ＪＡ経済連を経由又は、直接県協会に提出します。

出荷団体等からの「生産出荷計画書」により協会は関係機関と協議して、制度別・品目別・出荷期間別の「交付予約数量計画」を作成、ＪＡ経済連経由または直接出荷団体等に通知します。

登録後の「予約申込」

出荷団体等はＪＡ経済連経由又は直接協会に「予約申込」をします。ＪＡ経済連は内容条件を確認し県協会に提出、国や県の承認を受けます。

なお、事業の予約申込は、市町区分にての申し込みとなります。

○内容条件確認

予約数量

- ・「交付予約数量計画」に基づいた数量か、またそれに応じた負担金を納入することができるか（この後予約数量の変更は認められない）
- ・市町長の了解を得られるか
- ・「収入保険制度」に加入されている生産者は、「野菜等価格安定事業」に申込できない場合がありますので生産者に周知が必要

○承認が確定したら

確実に出荷する。その意味は

1. 予約期間内に出荷する。（時期がずれると対象とならない）
2. 予約数量通り出荷する。（予約数量超過分は対象とならない）
（予約数量と出荷数量が大幅に違う場合、補填交付金の減額・登録抹消になる場合があります）

負担金等について

出荷団体等から予約数量と負担金を受取ると（予約数量が決定した時点で）協会は、補填金に充てる金額を準備にかかります。これを「資金造成」といい補助金や負担金で賄い内容は次表の通りとなっております。

（負担金額は次の式で求められます）

$$\text{資金造成額} = \text{資金造成単価} \times \text{出荷予約申込数量} \times \text{資金造成負担率} \times \text{負担割合}$$

（但し、前年度に資金残高がある場合はこれを差引いた金額）

$$\text{負担金額} = \text{資金造成額} - \text{前年度資金造成残高}$$

○国、県、市町、J A県連、J A、生産者の資金造成負担割合

事業別		負担割合					
		助成金 国	補助金 県	負担金 ※1			
				市町	J A県連	J A	生産者
県単野菜・花き類事業		0	4.5/9	1/9	1.5/9	1/9	1/9
特定野菜等事業 ※2	特定野菜	1/3	2/3の 4.5/9	2/3の 1/9	2/3の 1.5/9	2/3の 1/9	2/3の 1/9
	特定野菜 (輸入品競合品目)	1/2	1/2の 4.5/9	1/2の 1/9	1/2の 1.5/9	1/2の 1/9	1/2の 1/9
	特定指定野菜	1/2	1/2の 4.5/9	1/2の 1/9	1/2の 1.5/9	1/2の 1/9	1/2の 1/9
指定野菜事業 ※3	重要野菜	65 %	35 %の 4.5/9	35 %の 1/9	35 %の 1.5/9	35 %の 1/9	35 %の 1/9
	一般野菜	60 %	40 %の 4.5/9	40 %の 1/9	40 %の 1.5/9	40 %の 1/9	40 %の 1/9

※1 生産者が直接加入の場合、市町・J A県連・J Aの造成負担分も生産者が負担

※2 国が定める輸入品競合品目（ブロッコリー・かぼちゃ・スイートコーン・アスパラガス）について、福井県においては、ブロッコリーが該当

※3 指定野菜事業においては、団体別必要造成額積算表により算出

○特定野菜等の保証基準額・最低基準額について

区分	平均価格	保証基準額		最低基準額	
		指定野菜事業	特定野菜等事業	指定野菜事業	特定野菜等事業
標準	100として	90 %	80 %	60 %	55 %

資金造成の明細

1. 県単野菜事業

対象野菜	出荷期間 (月)	保証基準(円)	最低基準(円)	造成率(%)	造成単価(円)	造成負担率 (%)
きゅうり	5～6	188.50	125.81	80.00	50.15	80.00
	7～9	263.00	175.39	80.00	70.09	80.00
	10～11	282.50	188.38	80.00	75.30	80.00
すいか	7～8	108.00	74.11	80.00	27.11	100.00
トマト	4	328.00	218.68	80.00	87.46	80.00
	5～6	219.50	146.30	80.00	58.56	80.00
	7～9	276.50	184.28	80.00	73.78	80.00
	10～11	356.00	237.40	80.00	94.88	80.00
	12	327.00	217.94	80.00	87.25	80.00
	1～2	311.50	207.61	80.00	83.11	80.00
	3	328.00	218.68	80.00	87.46	80.00
にんじん	1～3	101.00	67.43	80.00	26.86	80.00
なす	7～9	286.00	190.60	80.00	76.32	80.00
だいこん	10～12	66.50	44.28	80.00	17.78	80.00
キャベツ	5～6	76.00	50.78	80.00	20.18	80.00
生うめ	6～7	234.00	175.34	80.00	46.93	100.00
ミディトマト	4～6	600.50	450.49	80.00	120.01	80.00
	7～9	567.00	425.23	80.00	113.42	80.00
	10～12	738.00	553.41	80.00	147.67	80.00
	1～3	648.50	486.41	80.00	129.67	80.00

(出荷対象市場は、J A福井県経済連指定市場とする)

対象野菜	出荷期間 (月)	保証基準(円)	最低基準(円)	造成率(%)	造成単価(円)	造成負担率 (%)
ミニトマト	4	564.00	375.95	80.00	150.44	80.00
	5～6	402.50	268.21	80.00	107.43	80.00
	10～11	605.50	403.86	80.00	161.31	80.00
	12	534.00	356.01	80.00	142.39	80.00
	1～2	589.50	393.17	80.00	157.06	80.00
	3	564.00	375.95	80.00	150.44	80.00
一寸そらまめ	5～6	345.00	258.64	80.00	69.09	100.00
白ねぎ	7～9	331.50	221.20	80.00	88.24	80.00
	10～12	277.50	185.16	80.00	73.87	80.00
	1～3	299.00	199.29	80.00	79.77	80.00
こねぎ	4～6	456.00	342.09	80.00	91.13	80.00
	7～9	552.50	414.20	80.00	110.64	80.00
	10～12	519.00	389.24	80.00	103.81	80.00
	1～3	494.50	370.91	80.00	98.87	80.00
いちじく	8～9	579.00	434.24	80.00	115.81	100.00
	10～11	601.00	450.66	80.00	120.27	100.00

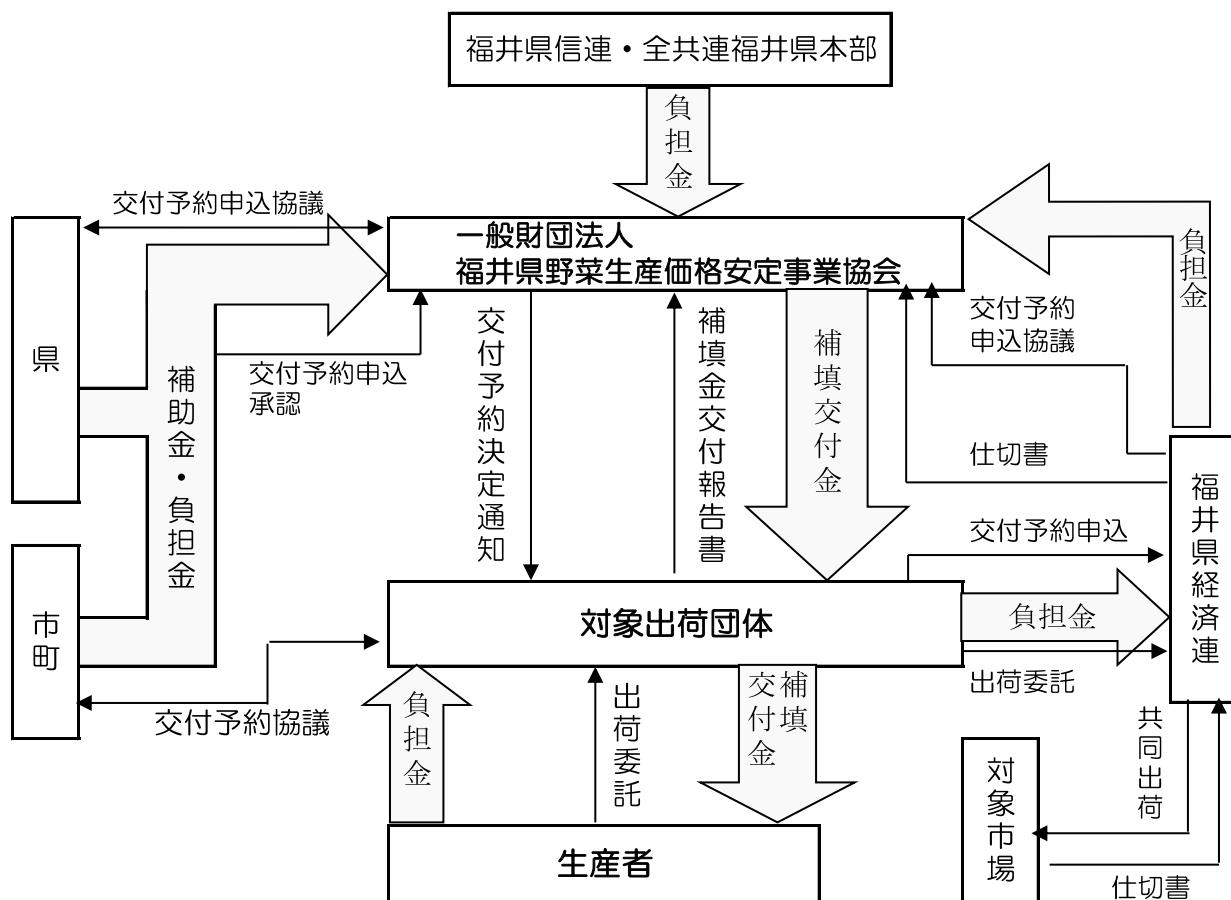
(出荷対象市場は、J A福井県経済連指定市場とする)

2. 花き類事業

対象野菜	出荷期間 (月)	保証基準(円)	最低基準(円)	造成率 %	造成単価 円	造成負担率 (%)
日本 すいせん	1 1～1 2	41.00	30.90	80.00	8.08	100.00
	1～2	33.00	24.80	80.00	6.56	100.00

(出荷対象市場は、J A福井県経済連指定市場とする)

○ 県単野菜事業・花き類事業・補助金・負担金の流れと事務の流れ



○ 資金造成金の算出方法（県単野菜事業・花き類事業）

例：県単野菜 トマト（7～9月）予約申込数量 83 t の場合における、市（役所）の負担額

$$\begin{aligned}
 \text{資金造成負担額} &= \text{資金造成単価} \times \text{出荷予約申込数量} \times \text{資金造成負担率※} \times \text{負担割合} \\
 &= 73.78 \text{ 円/kg} \times 83,000 \text{ kg} \times 80\% \times 1/9 \\
 &= 4,898,992 \text{ 円（資金造成負担総額）} \times 1/9 \text{（市役所負担割合）} \\
 &\div 544,332 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

※ 資金造成負担率は、過去6年間の補填金交付実績、もしくは輸入品と競合している重要度の高い品目について、生産者負担軽減措置として、平成23年度より設定。

○ 価格差補填金交付単価の算出方法（県単野菜事業・花き類事業）

例 県単野菜 トマト（７～９月）の場合

平均価格	A		307.14円/kg
保証基準額 A×90%	B		276.50円/kg
			①旬別平均販売価格（250.00円/kg）の場合
	C		補填金交付単価 = (B - C) × 80% = (276.50 - 250.00) × 0.8 = 21.20円/kg
最低基準額 A×60%	D		184.28円/kg
			②旬別平均販売価格（150.00円/kg）の場合
	E		補填金交付単価 = (B - D) × 80% = (276.50 - 184.28) × 0.8 = 73.78円/kg

○ 価格差補填金交付額の算出方法（県単野菜事業・花き類事業）

例：県単野菜 トマト（７～９月）市場出荷数量 83 t の場合における、生産者への交付額

価格差補填金交付額 = (補填交付金単価 × 出荷予約申込数量) ≤ 資金造成負担額

① 旬別平均販売価格が 250.00 円の場合

$$\begin{aligned}
 \text{価格差補填金交付額} &= 21.20 \text{ 円/kg} \times 83,000 \text{ kg} \\
 &= 1,759,600 \text{ 円} \leq 4,898,992 \text{ 円 (資金造成負担額)} \\
 &= 1,759,600 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

② 旬別平均販売価格が 150.00 円の場合

$$\begin{aligned}
 \text{価格差補填金交付額} &= 73.78 \text{ 円/kg} \times 83,000 \text{ kg} \\
 &= 6,123,740 \text{ 円} \geq 4,898,992 \text{ 円 (資金造成負担額)} * \\
 &= 4,898,992 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

* 価格差補填交付金額の算出値が資金造成負担額を超えた場合、その補填金交付額は、資金造成負担額を上限として、生産者へ交付。

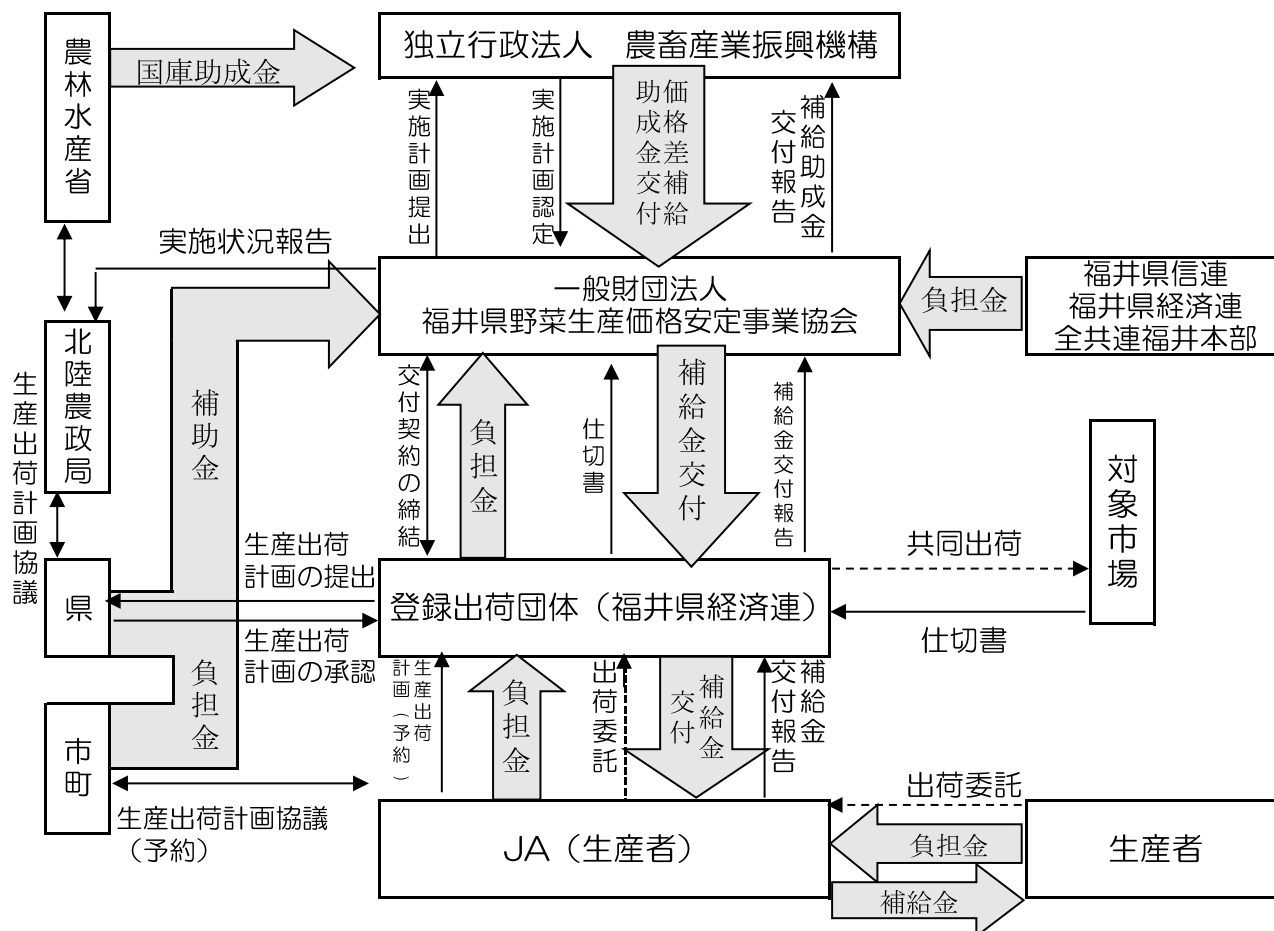
３．特定野菜等事業

	対象野菜	出荷期間 (月)	対象市場	保証基準 (円)	最低基準 (円)	補填率 (%)	造成単価 (円)
	すいか	6	近畿	148.00	101.62	80.00	37.10
			北陸	143.50	98.76	80.00	35.79
		7～8	近畿	125.50	86.28	80.00	31.38
			北陸	108.00	74.11	80.00	27.11
			東海	128.00	87.96	80.00	32.03
	ブロッコリー	10～12	北陸	269.00	185.13	80.00	67.10

	対象野菜	出荷期間 (月)	対象市場	保証基準 (円)	最低基準 (円)	補填率 (%)	造成単価 (円)
特定指定野菜	春だいこん	4～6	近畿	71.00	47.51	80.00	18.79
			北陸	86.00	57.34	80.00	22.93
	冬にんじん (近畿：金時除く)	11～12	近畿	98.50	65.83	80.00	26.14
			北陸	94.00	62.54	80.00	25.17
		1～3	近畿	103.00	68.62	80.00	27.50
			北陸	101.00	67.43	80.00	26.86
	夏ねぎ (近畿：白ねぎ) (東海：こねぎ除く)	7～9	近畿	320.00	213.41	80.00	85.27
			北陸	331.50	221.20	80.00	88.24
			東海	303.00	201.93	80.00	80.86
	秋冬ねぎ (近畿：白ねぎ) (東海：こねぎ除く)	10～12	近畿	309.00	206.14	80.00	82.29
			北陸	277.50	185.16	80.00	73.87
			東海	291.00	193.88	80.00	77.70
		1～3	近畿	289.50	193.06	80.00	77.15
			北陸	299.00	199.29	80.00	79.77

(資金造成負担率については、いずれも従来通り 100% とする)

○ 特定野菜等事業・助成金・補助金・負担金の流れと事務の流れ



○ 価格差補給金交付単価の算出方法（特定野菜等事業）

例 特定野菜 すいか（7～8月）北陸市場の場合

平均価格	A	135.00円/kg
保証基準額 A×80%	B	108.00円/kg
	C	① 旬別平均販売価格（80.00円/kg）のとき 補給金交付単価 = (B - C) × 80% = (108.00 - 80.00) × 0.8 = 22.40 円/kg
最低基準額 A×55%	D	74.11円/kg
	E	② 旬別平均販売価格（50.00円/kg）のとき 補給金交付単価 = (B - D) × 80% = (108.00 - 74.11) × 0.8 = 27.11 円/kg

4. 指定野菜事業

	対象野菜	出荷期間 (月)	対象市場	保証基準額 (円)	最低基準額 (円)	資金造成単価 (円)			資金造成 負担率(%)
						第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
重要野菜 ※	秋冬だいこん	10～12	近畿	69.00	45.89	20.80	18.49	16.18	70.00
	冬キャベツ	11～12	近畿	66.50	44.30	19.98	17.76	15.54	70.00
			北陸	71.00	47.21	21.41	19.03	16.65	70.00
		1～3	近畿	78.00	51.94	23.45	20.85	18.24	70.00
			北陸	85.50	57.19	25.48	22.65	19.82	70.00

※ 特別補給資金造成単価としてk gあたり 大根（10月～12月） 2.31円、
 キャベツ（11月～12月：近畿） 2.22円、 キャベツ（11月～12月：北陸） 2.38円、
 キャベツ（1月～3月：近畿） 2.61円、 キャベツ（1月～3月：北陸） 2.83円が別途加算

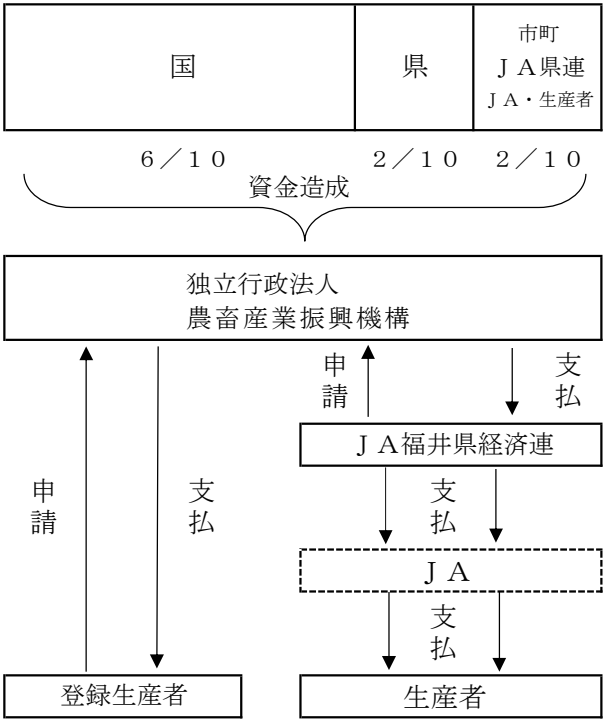
	対象野菜	出荷期間 (月)	対象市場	保証基準額 (円)	最低基準額 (円)	資金造成単価 (円)			資金造成 負担率(%)
						第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	
一般野菜	夏秋トマト	7～9	近畿	284.50	189.82	85.21	75.74	66.28	50.00
			北陸	276.50	184.28	83.00	73.78	64.55	50.00
		10～11	近畿	354.50	236.38	106.31	94.50	82.68	50.00
			北陸	356.00	237.40	106.74	94.88	83.02	50.00
	秋冬さといも	10～12	関東	248.00	165.38	74.36	66.10	57.83	50.00
			近畿	235.00	156.80	70.38	62.56	54.74	50.00
			北陸	241.00	160.77	72.21	64.18	56.16	50.00
			東海	215.50	143.60	64.71	57.52	50.33	50.00
	ほうれんそう	4～6	北陸	406.50	271.12	121.84	108.30	94.77	50.00
		7～9	近畿	628.00	418.61	188.45	167.51	146.57	50.00
			北陸	595.00	396.60	178.56	158.72	138.88	50.00
		10～12	近畿	553.00	368.74	165.83	147.41	128.98	50.00
			北陸	524.00	349.25	157.28	139.80	122.33	50.00
		1～3	北陸	410.50	273.82	123.01	109.34	95.68	50.00

○ 指定野菜価格安定対策事業について

事業の概要

- ・指定野菜(14品目但し、福井県は5品目)の価格が著しく下落した場合、生産者に対し価格差補給金を交付。野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保。それらのことにより消費者に対して野菜の安定供給に寄与する。
- ・国(60%)県(20%)生産者組織等(20%)の負担割合に基き、(独)農畜産業振興機構に資金を造成。但し重要野菜については、国(65%)県並びに生産者組織等については(17.5%)を造成。
- ・野菜の販売価格が平均価格(過去6年)の90%を下回った場合、造成資金から価格差補給金を生産者に対し交付。

事業の流れ

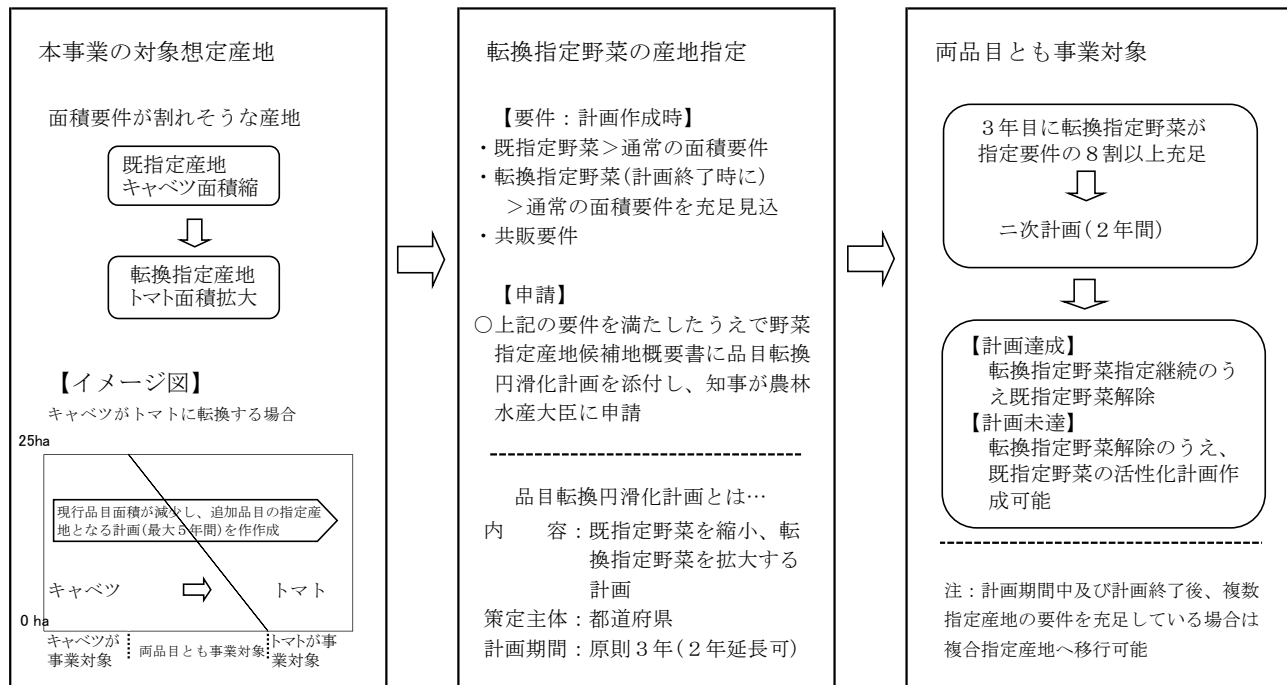


産地区分

		供給計画と過去3ヵ年の出荷実績の乖離			
		過去3年の各年度のいずれかの年度において、140%以上の出荷を実施した場合	過去3年の各年度のいずれかの年度において、供給計画の120%以上140%未満の出荷を実施した場合	過去3年の各年度において、供給計画の110%以上、または110%未満の出荷を実施した場合	
産地強化計画策定	有	Ⅲ	Ⅲ	3ヵ年平均110%以上 Ⅱ	3ヵ年平均110%未満 Ⅰ
	無	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	

○ 品目転換産地への対応について

指定産地が品目転換についての計画を作成し、他の指定野菜に転換を図る場合、指定産地の面積要件にかかわらず、一定期間、両品目を事業の対象とする

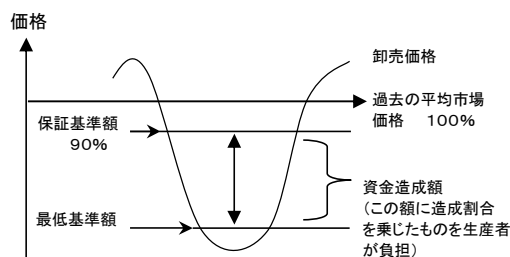


○ 指定野菜事業の生産者負担軽減について

過去の価格差補給金交付実績を踏まえた、資金造成負担率を設定

従来

- ・全ての品目で、補給金交付率が100%発生することを前提とした金額を資金造成



品目によっては、資金造成に対し、さほど補給金が交付されないものがある
(補給金交付率が低い品目は、資金造成金の満額負担を見直す)

改正

- ・品目ごとに、過去の交付実績を踏まえた資金造成負担率を設定
- ・必要資金造成額 = 従来型算定造成額 × 資金造成負担率

負担率	対象野菜(福井県該当品目のみ記載)
50%	夏秋トマト、秋冬さといも、ほうれんそう
70%	秋冬だいこん、冬キャベツ

↓ 資金造成負担額を超えて補給金が発生した場合

- 1 交付額の算定に当たり、機構から福井県経済連へ通知
- 2 福井県経済連を通じ、関係団体等へ資金の追加造成
- 3 機構が追加造成確認後、補給金を交付
(但し、追加造成金と補給交付金との相殺は不可)

5. 契約野菜安定供給制度

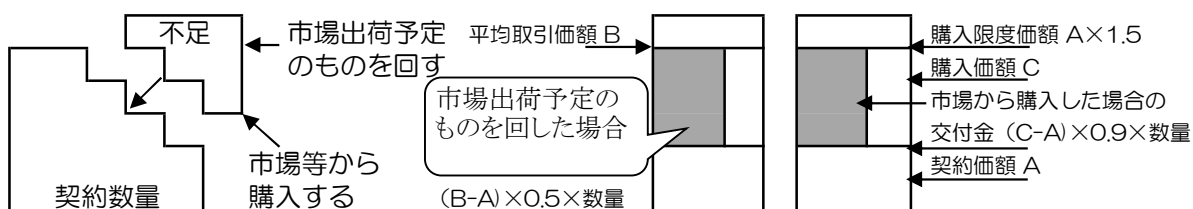
- 1 交付予約を行い負担金を納入します。
指定野菜・特定野菜の価格安定制度と同じです。
ただし、負担金の割合が異なります。

負担の割合	
指定野菜	国 2 / 4 : 都道府県 1 / 4 : 登録出荷団体又は登録生産者 1 / 4
特定野菜等	国 1 / 3 : 都道府県 1 / 3 : 共同出荷組織又は相当規模生産者 1 / 3

- 2 補填のしくみはタイプ別に異なります。

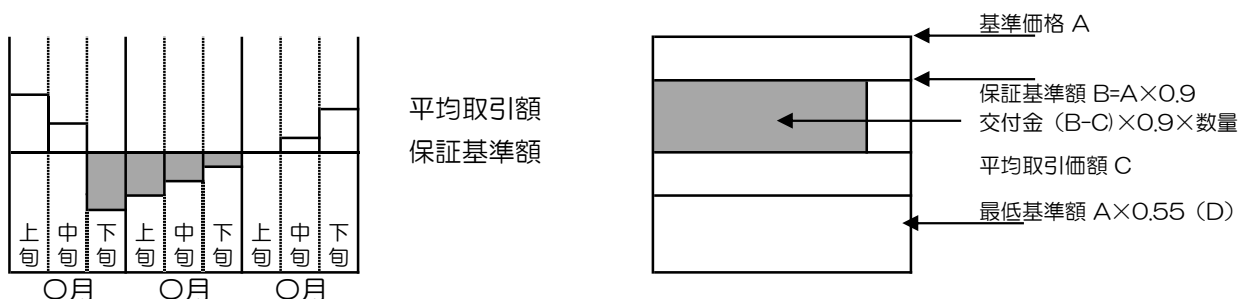
○数量確保

作柄変動により契約数量を充足、契約数量確保のための掛け増し経費に対し、数量確保費用交付金を交付します。



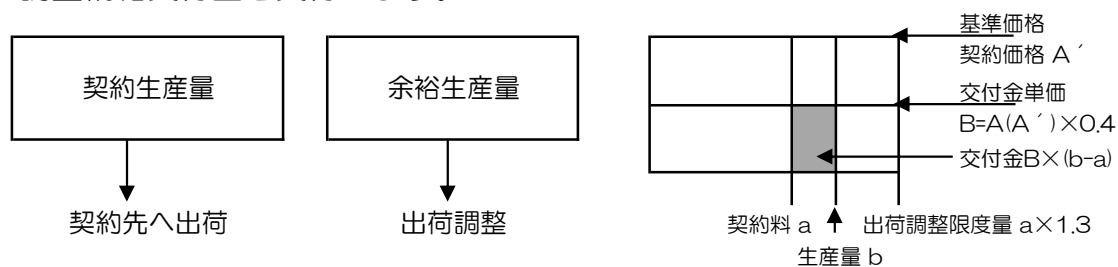
○価格低落

市場価格に連動して、取引価格が設定されている契約取引で、平均取引価額が一定の額（保証基準額）を下回った場合に価格差補給交付金を交付します。



○出荷調整

契約量以上の生産量に対して、出荷調整（産地廃棄など）を実施した時に出荷調整補給交付金を交付します。

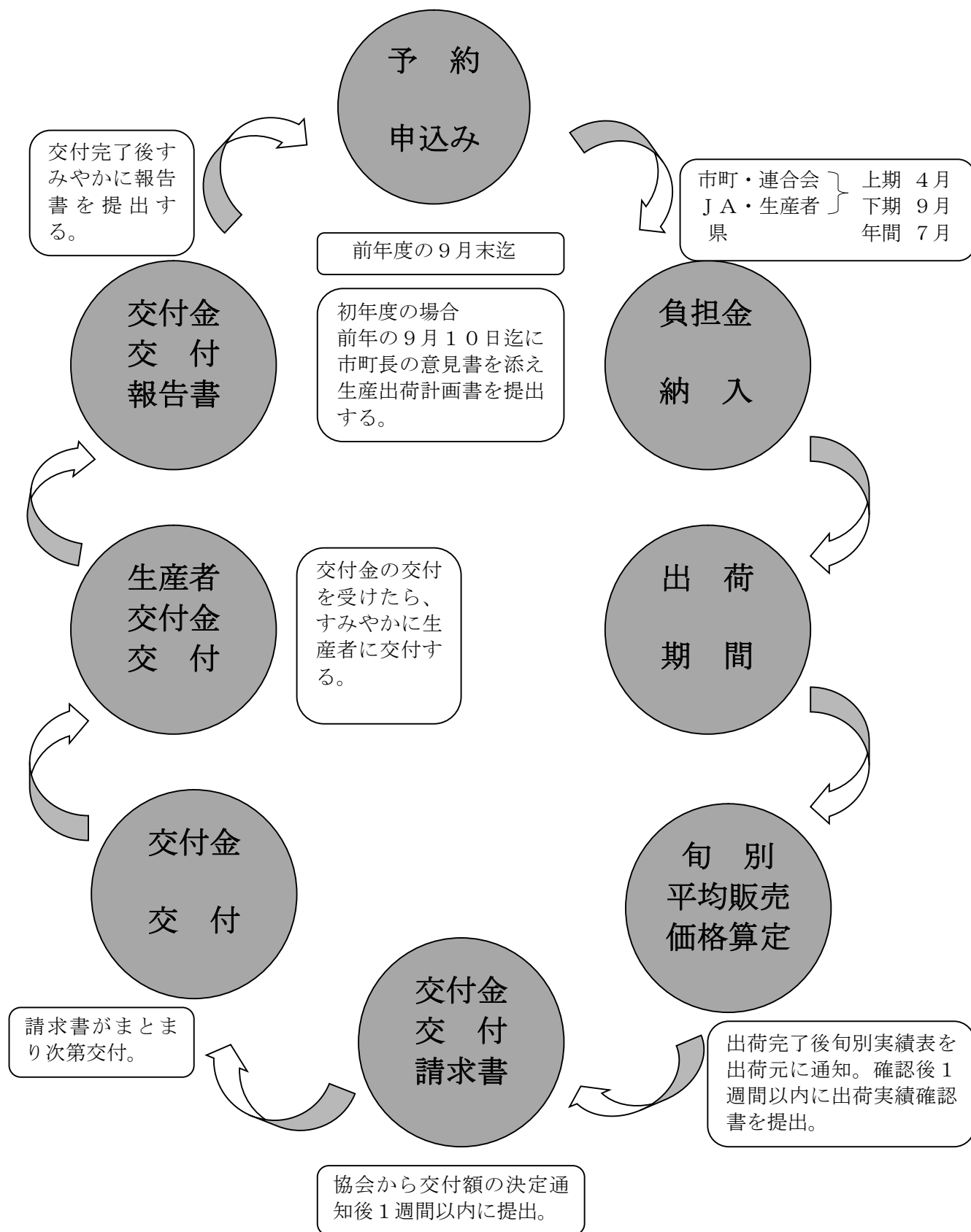


価格差補填金の交付

生産者が JA・経済連に販売を委託、または直接出荷（契約野菜に限る）された野菜は、各地の市場で販売されますが、その旬別平均販売価格が定められた保証基準額を下回った場合、規定に基づいて価格差補填金が交付されます。補填金交付の用語は次のとおりです。

- 旬別平均販売価格 市場で販売された野菜の旬別価格をいいます。これは農家や JA 個別の平均価格ではなく、その旬別に販売された対象市場全体の平均販売価格をいいます。
- 保証基準額 価格差補填金が交付されることとなる基準額のことです。旬別平均販売価格がこの基準額を下回った場合には、その下回った額に応じて規定による補填金が交付されます。
- 最低基準額 旬別平均販売価格が保証基準額を下回ったときには、その下回った額に応じて規定による補填金が交付されますが、補填については制限があり、その限度を示したものを最低基準額といいます。旬別平均販売価格がこの基準額以下であったときは、この最低基準額で販売されたものとみなして補填金額を算定します。
- 価格差補填金
交付単価 保証基準額から旬別平均販売価格を差引いた額に、資金造成率を乗じた額が補填金交付単価となります。ただし、旬別平均販売価格が最低基準額以下であった場合は、保証基準額から最低基準額を差引いた額に資金造成率を乗じた額となります。
- 補填金交付数量 旬別平均販売価格が保証基準額を下回った期間（旬間）に市場に出荷された数量のことです。ただし、予約数量を超過した部分は対象となりません。
- 補填金交付額
及び交付の方法 補填金交付数量に補填金交付単価を乗じて算定した額を、JA 経済連経由または直接交付します。

交付予約から交付金・報告書提出まで





お問い合わせ先

福井県 農林水産部 園芸振興課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

Tel 0776-20-0427

Fax 0776-20-0650

一般財団法人 福井県野菜生産価格安定事業協会

〒910-0005 福井市大手3丁目2-18

(事業所)

〒910-0804 福井市高木中央2丁目4202番地

Tel 0776-54-0285

Fax 0776-54-0396

福井県経済農業協同組合連合会 販売事業部 販売課

〒910-0804 福井市高木中央2丁目4202番地

Tel 0776-54-7623

Fax 0776-54-0850